○ 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について(平成15年2月27日障企発0227001号厚生労 働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)(抄)

(変更点は下線部)

新 旧 別紙 別紙

身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義につい | 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義につ 7

[ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害]

 $1 \sim 7$ (略)

(質疑)

8. 身体障害者手帳の交付を受けた者が、その後、 更生医療等の適用により、障害の程度が変化す ることが予想される場合については、他の障害 と同様に再認定を付記し、等級変更等を実施す ることとして取り扱ってよいか。

(回答)

抗 HIV 療法を継続実施している間について は、この障害の特性を踏まえ、原則として再認 定は要しないものと考える。

いて

[ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害]

 $1 \sim 7$ (略)

(質疑)

8. 身体障害者手帳の交付を受けた者が、その後、 更生医療等の適用により、障害の程度が変化す ることが予想される場合については、他の障害 と同様に再認定を付記し、等級変更等を実施す ることとして取り扱ってよいか。

(回答)

抗 HIV 療法を継続実施している間について は、この障害の特性を踏まえ、原則として再認 定は要しないものと考える。

ただし、治療の経過から、抗HIV療法を要し なくなると想定される場合については、再認定 を付記することは考えられる。その場合、抗HI V療法を要しなくなった後、改めて認定基準に 該当する等級で再認定を実施することとなる。